慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	銀行の支払承諾の内容に就て
Sub Title	
Author	三宅, 嘉十郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.12 (1920. 12) ,p.1765(115)- 1780(130)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201201-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

gina industries 若しくは國外から激烈なる競爭のために惱まされる産業に就いて見れば、彼等は廢業するか國外に移動せざるを得ぬことになるであらう。かゝる場合には勞働者中に失業者を生ずるか、或ひは免れ難き窮策として賃銀の引き下げに服しなくてはならぬ。

若しその産業が事業を繼續するためには是非とも生産費の節約を行はねばならず、加ふるに生産費の節約をなすには賃銀の節約に出づるより外に、可能なる手段なき場合に於ては、勞働者は他に新たなる就職を探すよりは、寧ろ現實に賃銀の引き下げを甘受するであらう。かくの如き事情に於いては恐らく不熟練勞働者の方が、比較的多く特化せられたる熟練勞働者よりも上首尾であらう。蓋し彼等は熟練勞働者よりも自己の勞働を販賣し得る範圍が廣汎に亘つてゐるために、新たに就職を見出すことが容易に行れるからである。就職の減退は只單に失職に現はれ、または賃銀率に影響を及ぼし、且つ新興企業に對する誘引の減退するとせざるによりて一時的となり或ひは永續的となるものである。新投資家に對する誘引力に重要なる變動を來すものは保險料負擔の問題である。若し賃銀の引き下げによつてこの負擔を轉嫁することが許容さるゝならば、投資家が活動する意思には何等の變動を見ないことになる。新しい投資が減少することなき限り、勞働に對する需要には何等永久的減退は起るまい。

一〇

賠償を有する勞働者に對して所得源泉の轉換の結果として起る勞働の新需要は、單一州内に於いては何等の特記すべき影響を齎すものではない。然して强制保險制度の下に於ける資本の集積は、普通の資本家の行はぬ方法を以て地方的に投資をなす場合には、勞働に對して稱讃すべき效果を表はしてゐる。

勞働に對する需要の假想的變動の限度は、備主及び資本家に賦課せられたる責任の負擔とその輕重にあるべきである。最も極端なる場合——即ち一州が突然に總てを完全に網羅する社會保險を採用したる場合——に於いてもこれがために蒙る負擔は、産業に對する州の利益を決定する他の條件と比較するときは、寔に取るに足らぬ些細な影響を與ふるに過ぎぬものである。既に備主責任法 employer's liability laws によりて備主に相當の傷害費用の支辨をなさしめてゐるところに於いて、また隣邦に於いても同じやうな費用の賦課が行はれてゐるところに於いて、また保險條例 insurance legislation の目的が單に總ての思ひ當る不慮の入用に備ふる、より完全なる準備方法を作るにあるところに於いては、同じやうに産業を害し或ひは勞働者が賃銀の引き下げに苦しむといふが如きことは、何れも憂慮の餘地が多く存しないものである。若し合衆國全體を普く包括する制度が一時に採用せらるゝならば憂慮すべきところは尙尠ない。資本及び産業の外國に移動することは國際間に於いては、州と州との間に於けるが如く圓滑に實現せらるゝものではない。この場合には關稅制度及び投資の安全と統制は社會保險の負擔の如きものよりも、遙かに決定的要素をなすものである。（完）

銀行の支拂承諾の内容に就て

三宅嘉十郎

一、緒言

銀行の支拂承諾なる勘定科目は大正五年の銀行條例改正より始めて正式に計上すべきものとせられたる所にして、其中には現實に資產の增減變更はなきも銀行が之に對して責任を負ふべき各種の保證的債務を包含せしめ、記帳上正直に計上する銀行に在りては其の數字非常に尨大なるものとなり、之が爲め最近著しく世間の誤解を招きたる事實さへあり。蓋し此の支拂承諾なる勘定科目が如何なるものより成るかを究めずして、之を以て全部引受手形なりと即斷し以て貿易上の決濟尙ほ巨額に存すとなしたる結果に外ならざるなり。余は左に支拂承諾の內容を詳述し之が全部引受手形にもあらず、又而かく責任の大なるものにあらざることを明かにせんとす。說明に先ちて我國の普通銀行が本年上半期末に於て幾何の支拂承諾債務を負へるやを掲ぐべし（支拂承諾額百萬圓以上のものゝみを計上す）。

普通銀行支拂承諾調

	圓
住友	九〇、七六〇、五〇六
三井	三一、九三三、一六四
第一	三一、五五五、四五九
山口	二九、三一六、七一四
浪速	二四、五五九、六〇四
第百	二二、三八一、五六〇
加島	一三、九五六、一八一
三菱	一三、七二五、六六〇
三十四	八、二四八、九一〇
近江	七、四七六、一九〇
村井	七、一二五、〇五一
東京	五、九四九、七九八
古河	三、四九一、八八六
大阪野村	三、二六二、九三六
川崎	二、三三九、〇五七
安田	一、五九八、二二二
藤田	一、四七四、一二一
名古屋	一、四二四、七三二
丁酉	一、一四〇、六〇〇
鴻池	一、〇五五、一〇二
愛知	
合計	一七九、六八一、七八三

二、支拂承諾の內容分類

支拂承諾の內容を分類すれば凡そ左の如し。

甲、內國業務に屬するもの

一、手形引受

二、手形保證又は裏書

三、社債の保證

四、各種支拂保證

五、其他の保證

乙、外國爲替業務に關連するもの

一、信用狀の發行、依賴其他之に關連せる保證

二、手形引受

三、輸入貨物引取保證

四、荷爲替貨物保管保證

五、手形裏書

以下各項に就き詳說すべし、

三、內國手形引受

內國手形の銀行引受は從來我國の銀行業の實際に於ては行はれざりし所なりしが、昨年政府及び日本銀行が割引市場形成、金融疏通の便を圖る目的を以て手形引受業務の實施を勸奬せしより、事業資金調達の方法として實行を見るに至りしものなり。併し乍ら實際に於ては臺灣銀行、朝鮮銀行等の特殊銀行に於て實行せられたる位にして、普通銀行の間には餘り行はれざりしが如し。蓋し內國手形の引受は主として事業資金の調達に在るを以て多く長期に涉り、預金銀行としては性質上實行困難なるを以てなるべし。

內國手形の引受は依賴人即ち手形の振出人より相當の擔保を徵することあるも、其の擔保は多く特殊のものにして何れの銀行に於ても歡迎せらるゝが如き一流又は二流程度の有價證券等にあらざるを普通とすれば、寧ろ多くの場合信

用に依りて引受けらるゝものと見ざるべからず。且一朝右の如き引受手形の割引繼續にして困難とならんか、引受銀行は期日直に手形の支拂を爲さゞるべからざることゝなるを以て、手形の引受は十分愼重なる注意を以て爲さゞるべからざると共に、其の引受高は資本金及積立金金に對して一定の割合以下ならしめざるべからず。獨逸は手形引受業務の最も盛行したる所なりしが、獨逸帝國銀行總裁は各種手形引受高は多くも資本金並積立金を超ゆべからざることを注意したることあり。尤も此は後に述ぶる外國手形の引受をも通算してのことなれども、我國の如く全く預金主義の銀行に於ては手形引受高は更に其れ以下に居らしめざるべからざるは勿論なり。

今日我國普通銀行支拂承諾中にはかくの如き手形引受は全然含まずと云つて可なるべく、特殊銀行にも殆んど存せざるべしと思はる。

四、手形保證又は裏書

手形保證は、手形引受人（又は約束手形の振出人）の爲めに爲すことあり。又振出人（又は約束手形の名宛人）若くは裏書人の爲めに爲すことあり。手形保證は連帶保證（商法第二七三條第二項）なるを以て前記各種の場合に從つて保證銀行は爲替手形の引受人と連帶し、又は振出人若くは裏書人と相連帶して其れに應ずる債務を負ふ。故に手形保證を爲せば恰も手形の引受人となり、又は振出人若くは裏書人となると事實上同一の結果となるものなれば、手形引受人の保證を爲すに當りては、前項手形引受の場合と同樣の注意を以て之に臨むべきなり。現在普通銀行が手形保證を爲すが如きは稀に見る所にして、多くはビル・ブローカー銀行又は信託會社等保證業務を營む所に於て之を爲すが如し。

內國手形の裏書も手形保證と同樣の意味に於て之を爲すことあるも實際は稀に行はるゝ位に過ぎず。普通に行はるゝ裏書は自己の割引したる手形を再割引に附する場合に見る所にして、此場合は概ね再割引手形を以て整理し支拂承諾中に計上せず。

五、社債の保證

社債發行會社の信用程度に應じて普通の社債の外擔保付及び銀行（又は信託會社）の保證付のものあり。銀行の社債に對する保證は右の如き場合に起るものにして、日本興業銀行、安田銀行又は藤本ビル・ブローカー銀行の如き從來此種の保證を爲したることあり。社債の保證は性質に於て事業手形の引受と同樣の觀あれども、手形は短期なるに拘はらず社債は相當長き期限あるを以て、其の支拂に對する準備の程度に非常の相違あるべく、從つて責任を感ずることも保證の方は手形の引受より甚だ輕しと云ふことを得べし。

六、各種支拂保證

支拂保證とは內國業務に於て手形以外の各種形式を以てする金錢的債務支拂の保證にして、銀行の取引先の爲めに第三者に對して保證債務を負ふものなり。例へば取引先が資金を借入るゝに就き銀行其の保證を爲すが如き是れにして、又取引先が買入品に對する代金支拂に就き銀行其の保證を爲すが如きこともあり。而して銀行の爲す保證行爲は商法第二七三條第二項に依りて何れも連帶保證となるものなれば、事實上の效果に於ては手形保證と異ならず。故に手形保證と同樣の注意を要するは勿論なり。

七、其他の保證

右各項の外金錢的債務以外物權的及債權的債

務の履行に就き取引先の爲めに第三者に對して保證を爲すことあり。此等も亦支拂承諾として其中に含まるべき性質を有す。

八、信用狀の發行、依賴其他之に關連せる保證

（イ）信用狀

信用狀とは輸入貿易上外國爲替手形の手形關係人の信用を確實ならしむる爲に、一の銀行が他の銀行に信用上の保證を爲し、依りて其銀行に手形の買取を依賴する紹介的信用保證狀の如きものにして、信用狀には種々の種類と形式とあるも、何れも信用狀發行銀行が其れに基いて振出されたる手形の支拂に就き、直接間接保證上の責任を負ふべきは同一なるが、其銀行の負ふべき責任の程度より(1)銀行が自ら手形の引受人となる場合と(2)銀行は間接に保證上の責任を負ふも手形上の責任を負はず輸入商に於て手形の引受人となる場合との二となすことを得べし。前者は銀行信用狀（Banker's Credit）と稱へ、之に基いて振出されたる手形は銀行引受手形（Banker's Acceptance）として、銀行が買入るゝにも好率の相場を以てせられ、又割引市場に於ても一流手形として市場最低率を以て賣買せらる。後者は普通信用狀（General Credit 又は俗に荷爲替信用狀 Documentary Credit とも云ふ）と稱せられ、之に基いて振出されたる手形は所謂商人引受手形（Trader's Acceptance）にして、手形の信用は遙に前者の下位に在り。信用狀に種々雜多の種類あるも其の發行上又は手形買取上注意を要するは此二箇の區別に過ぎざるなり。

かく銀行信用狀は銀行の責任非常に大なるものなれば、十分の擔保を徵するか又は信用絕大なる商人にあらざる限り此種の信用狀を發行せず。我國に於ては從來外國爲替業務を取扱ひ來りしは主として正金銀行のみにして、從つて一々多數商人の身許信用等を知悉する能はず、其の發行する信用狀は大部分普通信用狀なりしかば、貿易金融の疏通を圖る上に於て銀行、商人共に不便を感じ居たり。然るに昨年銀行手形引受制度を創始せしより、普通銀行自ら其の取引先の爲めに直接又は正金銀行其他爲替銀行を經て銀行信用狀を發行し、若くは普通銀行自ら取引先の爲めに信用狀發行依賴人となり、正金銀行其他爲替銀行に就て銀行信用狀の發行を受くるに至り、輸入貿易は大部分銀行信用狀に依りて行はるゝことゝなり、其れに基いて振出されたる手形は我國に到着し、銀行引受手形として銀行間に容易に消化され貿易金融は著しく圓滑となれり。蓋し普通銀行は從來古く取引を繼續せるを以て取引先の信用狀態を十分知悉しあれば、全然信用に於て又は擔保を取るも僅かの擔保にて信用狀を發行し、又は取引先に代りて其の發行の依賴者となるを得るに依るなり。

銀行が信用狀を發行し又は他の爲替銀行に發行を依賴する場合にも、常に輸入貨物の上に擔保權を有することゝするを以て、全然信用の場合と雖も其れ丈けの擔保はある譯なれば、手形が丸爲替にて取組まるゝとすれば商品の種類に應じ擔保能力を考慮して三割乃至五割の擔保を徵するを普通とし、場合に依りては全額擔保を徵することもあり。昨年下半期以來我國の物價非常に暴騰を告げしより何品に拘はらず、外國より輸入さへすれば利益を得るの狀態なりしかば、商人は競ひて巨額の輸入を企てんとする折柄、銀行は金融の緩漫と引受手形制度の普及と云ふ意味より、比較的容易に銀行信用狀の發行を爲し手形引受人となることを承諾したるの結果、冒頭に見るが如く信用狀の發行高及び之に

基いて振出されたる銀行引受手形相當巨額に達するに至りしものなるべし。

銀行信用狀の有效期間は普通六箇月以內として其の保證責任を比較的短期間に限れり。併し乍ら保證期間は有效期間より稍々後れて手形引受の時迄繼續するものと見ざるべからず。而して此時信用狀の保證は解除されて引受手形なる手形上の責任と振替はることゝなる。然るに普通信用狀の保證期間は之に依りて振出されたる手形の支拂はるゝ迄繼續するものと見るを當然とすべく、其の間支拂承諾債務は消滅せず。一度發行せられ效果あるに至りし信用狀を取消すことを得るや。銀行信用狀は一度輸出業者に通知せられ確定したる後は發行銀行の任意に取消すこと能はざるものとせられ、少くも英國に於ては其の後に取消の通知あるも若し輸出業者にして其銀行宛手形を振出したる時は、發行銀行は其の手形を引受くるの義務あるものとするの慣習なりと云ふ位なれば、輸出商の承諾なくして取消す能はざるものと解し置けば可なるべし（註一）。併し普通信用狀の場合に在りては大に異なり、發行銀行は輸入商及び輸出商に通知することに依りて何時にても取消すことを得るものとせられあり（註二）。今次財界變動に際して我が輸入商は外國輸出商に對し註文取消を爲し、從つて銀行信用狀も取消されたるもかくの如きは止むを得ざる非常事に屬す。

銀行信用狀と稱するものゝ中に不確定銀行信用狀（Unconfirmed Banker's Credit. 之に對して先きに述べたるものを確定銀行信用狀 Confirmed Banker's Credit とも云ふ）とて手形を引受くべき銀行の信用狀發行當時に於て豫め確定せざるものありて、手形到着の後銀行と交渉の上引受けらるゝが如きものあるも、此は主として倫敦市場に見る所にして我國の如き其の例なければ茲には言及せず（註三）。

註一、W. F. Spalding—Foreign Exchange and Foreign Bills, Chp. XV. pp. 151.

註二、Ditto. Chp. XV. pp. 156.

註三、Ditto. Chp. XV. pp. 151-154.

（ロ）　信用指圖書

信用指圖書（Credit Instruction 又は保證狀 Letter of Guaranty）とは同一銀行の本支店間に限られたる信用狀とも見らるべきものにして、本店又は支店の一が甲の依賴に依りて他の支店又は本店に對し乙が甲宛振出したる手形の買取方を指圖する書面なり。之に二種あり。一は輸出商が手形の振出人となる普通の場合なるも、他は輸出商は手形買取方指圖を受けたる銀行より代金を受取り、手形は買收銀行自ら振出すものとの二是れなり。後者は變體の信用指圖書にして海外輸出商が輸入商の身許信用等を詳悉せざる場合、手形上の責任を免るゝの方法として設けられたる形式なり。併し乍ら輸出商手形の振出人となるも手形上の責任を負はざる旨（without recouse）を記入して此目的を達することを得べし。正金銀行に於ては前者をC號信用指圖書と云ひ、後者をB號指圖書と稱す。

信用指圖書に對する發行銀行の責任如何。輸出商（又は買取銀行）の振出す手形の引受人は發行銀行にあらざる甲（輸入商又は普通銀行）なるを以て發行銀行には手形上の責任なし。併し乍ら此に基いて振出されたる手形を買取るべき銀行は同一銀行內の一店に外ならざるを以て、其の銀行全體として見る時は自ら資金を貸付けたると同一の結果となれば、其の手形の支拂はれざる場合を想像すれば、銀行信用狀發行の場合と其の危險の程度に於て何等徑庭なしと云は

ざるべからず。殊に正金銀行B號指圖書の如き性質を有するものなりとすれば、輸出商は手形關係人とならざるを以て、全然輸入商に資金を前貸すると同樣の結果となるなり。世間或は此の信用指圖書を以て實質信用狀と異なり責任輕く、或は支拂承諾中に計上するの要なきが如く解するは全く誤りなりと云はざるべからず。但し前に述べし如く銀行引受手形制度の創始以來普通銀行が信用開始に干與すること多くなり、普通銀行が輸入商に代りて信用指圖書發行の依賴人となり手形を引受くる場合は、恰も普通銀行が爲替銀行を通じて發行したる銀行信用狀と同樣のものとなり、爲替銀行は殆んど危險を感ずることなく安全なりと云ふことを得べし。故にかくの如き支拂承諾は最も輕きものと見るを得るなり。

信用指圖書の責任解除は其れが同一銀行の本支店間なるを以て、手形を買取りたる時に於て解除され即ち買入外國爲替として計上されば、信用指圖書の保證額は其れ丈け減少すべき筈のものなり。併し乍ら實際は手形が輸入地に到着して引受けらるゝ迄存續せられあるを以て、手形の郵送期間中は銀行全體より見れば、買入外國爲替の外に信用指圖書としても表はさるゝことゝなる。此等の理由よりして海外に多數の支店出張所を有する銀行に在りては徒に支拂承諾の數字を膨脹せしめたることもあり。

（ハ）信用狀又は信用指圖書發行依賴又は發行依賴に對する保證

普通銀行は概ね海外に直接取引銀行を有せざるより自ら信用狀を發行する能はざる場合多し。かくの如き場合は爲替銀行を通じて信用狀を發行するか、(2)自ら依賴人となりて取引先の爲めに爲替銀行に對し信用狀（又は信用指圖書）の發行を依賴するか、又は(3)取引先の爲めに信用狀（又は信用指圖書）發行依賴に就き爲替銀行に對して保證を爲すかに依りて、自ら信用狀を發行したると同一の用を爲す。(1)の爲替銀行を通じて信用狀を發行する場合は既に述べたり。(2)の普通銀行が信用狀（又は指圖書）の發行依賴人となりたる場合は、普通銀行手形の引受人となるものにして依賴銀行の責任は恰も自ら銀行信用狀を發行したる場合と同樣にして、其保證期間も手形の引受と共に消滅して手形引受に振替はること銀行信用狀の場合と同樣なり。(3)の信用狀（又は指圖書）發行依賴の保證を爲したる場合は(2)の如く普通銀行自ら手形の引受人とならず、從つて通常手形上の責任を負はず、其の負へる責任は第二次的のものなるも、之に基いて振出されたる手形に就ては引受、支拂は固より貨物に對する責任迄も依賴人と連帶して負はざるべからざる性質のものなれば、若し輸入商たる手形引受人の信用薄弱なりと認められ、爲替銀行より手形に對して保證を要求し來ることあれば之に應じて手形上の責任を負はざるべからず。故に此の保證期間は手形の完全に決濟せらるゝ迄繼續すべきものとす。

九、手形引受

信用狀の發行に對しては銀行は大なる責任を負ふべきものなること前に述べたる所の如くなるが、信用狀の發行其れのみにては未だ現實的に責任を負ふに至らざるも、手形引受の場合に在りては現實に手形上の責任を負ふものなるを以て、支拂承諾の中にて最も責任の大なるものと云ふべし。手形引受は倫敦の如く專門引受業者の多數に存在せる所に於ては、引受手數料を課し隨時的に手形の引受を爲すも（第八項(イ)

不確定信用狀參照）、多くは信用狀の發行に關連して起るものにして左の如き場合に限らる。

（1）自己を引受人とせる銀行信用狀を發行したる場合

（2）自己を引受人とせる他の銀行の發行せる銀行信用狀に依る場合

（3）普通銀行が信用狀の發行を依賴し自己を引受人としたる場合

引受手形の責任は手形期日に至りて消滅するものなるが、引受銀行は外國手形を引受くると共に取引先をして取引先引受の同額の內國手形を受取るを普通とす。此の手形は通常支拂期日を前記外國手形の期日の前日と爲し置き其の資金を以て外國手形の決濟に充つるなり。

一〇、輸入貨物引取保證

輸入貿易に於て往々船荷證券が荷受人の許に到着せざるに先ち、貨物搭載船が入港し來りて荷物の到着することあり。かくの如き場合、元來なれば荷受人たる輸入商は船荷證券と引換にあらざれば荷物の引取を爲す能はざるも、輸入商は一刻も早く荷物を引取らんとするより、其の取引銀行の保證ある貨物引取保證書（Letter of Guarantee for Production of Bill of Lading）を船會社に差入れ船荷證券なくして貨物の引取を爲すの習慣あり。玆に云ふ貨物引取保證とは此の銀行が船會社に對して爲す保證を云ふなり。故に船荷證券到着すれば之と引換に、先きに差入れたる貨物引取證書は返還せられ、玆に銀行の保證責任を解除せらる。されば此種の保證は其の期間通常極めて短く從つて責任の程度も輕き譯なり。然るに元來輸入貨物は荷爲替手形の擔保たるべきものにして、其の擔保權は一定の條件の充たさるゝ迄は爲替取組銀行（又は其の取立受任銀行）の上に在るべきものなれば、輸入商が船荷證券なくして貨物を引收るに當り其の保證を爲すものは右爲替取組銀行（又は取立受任銀行）ならざるべからざるに、船會社は銀行の保證さへあらば其の荷物の爲替が何れの銀行を經て取組まれ來るとも之に頓着なく貨物を引渡すを以て、若し其の爲替取組銀行以外の銀行の保證に依りて荷物が自由に引渡されたりとせんか、荷物の上に抵當權を有する爲替取組銀行は不知の間に貨物を引取られ不測の損害を蒙むるに至ることなり。現に普通銀行の保證に依りて貨物は引取られ、而して賣却せられたるに、其の資金は他に流用せられ手形の支拂期日に至りて支拂能力なきことゝなり、爲替銀行は擔保たるべき荷物を處分せんとするも得ず、又手形の支拂をも受くる能はずして窮境に陷りし例あり。此の如き場合に於ては銀行の保證責任は非常に大にして貨物に對して責任を負はざるべからざることゝなるべし。實際に於て船會社は其の積み來れる荷物が何れの銀行を經て取組まれ來るべき手形に附屬するものなりや知るに由なく、又爲替手形の取組まれずして荷物のみ運送し來ることもある程なれば、船會社が銀行の保證さへあらば荷物を引渡したりとて敢て責むべきにあらず。寧ろ保證を爲す銀行に於て注意を拂ひ、自行宛取組まるゝ手形又は自己の引受くべき手形、若くは自己が發行依賴に對し保證を爲したる信用狀に依りて振出さるゝ手形等其の貨物に就き關係を有する場合にあらざる限り、普通銀行は保證を爲さゞることゝせざるべからず。故に爲替取組銀行にあらざる銀行が此の貨物引取保證に干與し得るは、爲替銀行が船會社に對して爲す保證に就き爲替銀行に對して爲す保證の點に在り。

遮莫此種の保證は通常期間も短く責任も輕き

も、往々荷受人にして一度保證に依りて荷物を引取れば、船荷證券到着するも之と先きに差入れたる保證書とを引換ゆることを爲さず、往々其の儘になし置かるゝことゝありて之が爲め支拂承諾は帳簿上消滅せず著しく數字を增大することあり、注意すべきことなり。

一一、荷爲替貨物保管保證

輸入荷爲替手形は其の擔保として船積書類一切を添付しあるものなるが、其の附屬書類が引受渡し(Document against Acceptance D/A)の條件なる場合には、手形が引受人に於て引受けらるゝや附屬書類一切を引受人に交付するも、若し支拂渡し(Document against Payment D/P)の條件なる時は、手形が支拂はるゝ迄附屬書類を交附せず。故に支拂渡しの場合に於ては、輸入商は貨物到着するも手形の支拂を爲さゞる限り附屬書類の交付を受け貨物を引取る能はざるを以て、輸入貨物の賣捌上商機を逸するは固より、手形支拂期日迄に商品を賣捌き以て手形支拂資金を得るの便法を執る能はず。支拂渡しの場合はかゝる不便あるを以て、一種の條件付引渡しの方法を講じ、手形を引受けたる時は一時に附屬せる書類一切を銀行より借受け、輸入一切の手續を予し、貨物を確實なる倉庫に庫入し、全責任を以て之が保管に任じ賣却の上は直に手形の內入と爲すの習慣あり。爲替取組銀行が輸入商に對して此の便法を許容するには、輸入商の自許信用の如何に依り無擔保にて或は擔保を徵し又は信用ある第三者若くは普通銀行の保證を取るを常とす。此の貨物借受證は所謂トラスト・レシート(Trust Receipt)と稱するものにして、茲に云ふ保證とは爲替銀行に對して普通銀行が爲す保證を云ふなり。

此の差入證にはA、Bの二種あり。Bは陸揚る貨物を爲替銀行の倉庫又は其の指定の倉庫會社に寄託し、其の倉庫證券を爲替銀行に提供するものにして、Aは此の貨物寄託倉庫の指定及び倉庫證券の提供なる條件を附せざるものなり。併し現在の實際に於てはBの條件に從ふ時は倉庫の出入其他に非常の手數と冗費を要するを以て實行せられず多くはAの書式を用ゐ居れり。

此の荷爲替貨物保管證に依る貨物貸渡の場合に在りては、本來貨渡銀行に於て貨物の賣却に就き十分の監督を加ふべき筈なれども、事實上困難の事なるを以て結果は支拂渡しの條件を引受渡しに變更したると殆んど同樣の譯なれば、保證銀行の保證責任は大なりと云はざるべからず。從つて此の保證を爲すに當りては被保證人の身許信用確實なるものなるか、然らざれば相當の擔保を徵せざるべからず。而して此の保證期間は手形の支拂を終る迄存續するは言を俟たず。

一二、手形裏書

外國爲替手形の裏書は輸出入共に起ることにして、輸入の場合は爲替取組銀行が普通銀行の引受けたる手形を裏書して市場に賣出し、又は日本銀行に就て再割引する場合に起る所にして、此は或は再割引手形を以て整理し、或は支拂承諾を以て整理するが如く銀行に依りて同一ならず。何れにしても手形引受銀行の信用確實なる限り此の裏書責任は極めて輕きものと云ふを得べし。

輸出の場合に於ける裏書は之と趣を異にす。我が輸出商が信用狀に依らずして荷爲替を取組まんとすれば、其の身許信用の確實なる者にして爲替銀行に於ても其の信用の十分なることを知悉するにあらざれば、相當の擔保を徵せらる

ゝか又は第三者の保證を要求せらる。此の場合其の輸出商の平素取引せる普通銀行の保證あらば、擔保を差入るゝことを要せず全價爲替を取組むことを得。普通銀行が輸出手形に裏書を爲すはかくの如き場合に起るものなれば、其の裏書責任は輸入爲替の場合と異なり恰も荷爲替手形を買取りたると同樣なれば、其の手形の條件に應じて相當の擔保を徵すべきは勿論なり。されば此の裏書責任は其の手形が外國に於ける荷受人に於て支拂はるゝ迄繼續す。此の裏書を或は買入外國爲替勘定を以て整理するも、寧ろ其の實質が外國爲替の賣買にあらずして保證なる以上、支拂承諾中に含ましむるを以て適當とせんか。

一三、結　論

以上銀行支拂承諾勘定の內容に就て縷述したるが、要するに內外國業務を通じて手形引受は現實手形上の主たる責任を負へる點に於て責任最も大に、之に次ぐものは自己を引受人とせる信用狀の場合にして、此は將來手形引受の義務を負ふものとして第二に位す。其他は多くは眞に保證にして普通の場合に於ては責任輕きものとす。然るに今日銀行の貸借對照表は此等の全部を同一の支拂承諾勘定中に混淆計上するを以て、往々內容を詳悉せざる者の誤解を招くことあり。故に外國の例の如く引受手形、信用狀、手形裏書及び其他支拂承諾と云ふが如く主もなる科目に再分するを適當なりとすべし。少くも責任の最も大なる引受手形丈けは分離して獨立の科目として計上するを可とす。殊に普通銀行にして外國爲替業務の方面にも發展せる銀行の如きに於て、種々雜多の支拂承諾を一科目中に合算計上するが如きは世の誤解を招く所以なり。（大正九・一一・一五稿）

古代法に現れたる家族制

野村兼太郎

一

本論文の目的とするところは古代法に現れた家族制なるものゝ比較を試みやうと云ふにある。元來匆々の內に筆を採つたものであるから、嚴密周到なる比較考證を試みんとするものではない。唯各古代法に於ける家族制に關する概觀を併列記述して其の一般を窺はんと欲するに止まる。細き論述は是を他日の機會に讓る。

吾人が現在の社會生活を正當に理解しやうと思ふならば、必ず過去の社會形態を熟知しなければならない。法制史の研究の必要も亦こゝに存する。吾人が法の發展を其の始めより現在に至る迄、充分に研究してゆくならば、必ず其處に何等かの系統を發見し得るであらう。ある法の制定されるのは無意味になされるのではない。其の變遷發展の依つて起るところの動機が其の根本に存在して居るのである。大體是を二個に分つことが出來るだらう。一つは個人が古き法の下にある團體的組織內の束縛に對する爭鬪であり、他は次第に成長して來た團體的權力が今迄社會の根底をなして居た過去に於ける法の支持者に對してなす爭鬪である。即ち前者は各個人の自覺に依つて齎され、後者は共同生活の範圍の擴大によりて生ずるものと云へやう。（拙著「經濟的文化と哲學」二六五頁以降及び後掲 Ed. Caflisch の著書參照）

吾人が以下述べんとする古代の血族的結合（Geschlechtsverbänden）である家族的組織の內にも、すでに是等兩種の爭鬪より生ずる後世發展